

◆ 日光市景観形成助成金対象地域

日光市景観形成助成金対象地域は、景観計画重点区域のうち、東町地区と西町地区の河川区域などの一部区域を除いた区域です。

日光市景観形成助成金対象地域は、「景観形成地域」と「景観形成重点地域」の2つにわかれ、地域区分により基準が異なります。

◆ 助成制度

日光市景観形成助成金対象地域で行う建築行為などで、行為の制限で定められた基準に適合する場合は、必要な経費の一部を助成します。

【助成金の限度額】

助成対象	経費の種類	助成率	景観形成地域及び景観形成重点地域の壁面後退のない場合	景観形成重点地域
建築物等	建築物（門、へいを除く。）の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	30万円	70万円
	門、へい、擁壁、石垣、かき又はさくの新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/2	30万円	70万円
	建築設備の隠ぺいの工事に係る経費	1/2	30万円	
	外壁の過半にわたる色彩の変更に係る経費	1/2	30万円	
木 竹	植栽に係る経費	1/2	10万円	
屋外広告物※1	屋外広告物に係る経費	1/2	10万円	
景観重要建造物※2	建築物等の保全に係る経費	1/2	100万円	

◆ 助成対象となる行為

- ◇基準1 建築物等は主要道路※3から1m以上離してください。
- ◇基準2 建築物等の外観は和風を基準とし、その形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとしてください。
- ◇基準3 建築物の屋根の形状は切妻（平入り）、寄棟、入母屋などとしてください。
- ◇基準4 主要道路※3に面する部分は、ファサードの連続性を演出するために、壁面には付け庇や付け柱などの工夫を行ってください。
- ◇基準5 3階建て以上の場合は、歩行者空間における圧迫感を軽減させるための工夫を行ってください。
- ◇基準6 建築物の軒の高さは15m以下としてください。
- ◇基準7 へい、さくなどの高さは2m以下としてください。
- ◇基準8 良好な景観を形成するため敷地内空地の植栽等を行ってください。

※1 屋外広告物については、重複して助成を受けることができます。また湯平地区も対象となります。

※2 景観重要建造物については、景観計画区域においても助成対象となります。

※3 主要道路とは、「国道119号」「国道120号」「県道栗山日光線」「御用邸正門前通り」のことです。

■ 日光市景観形成助成金対象地域 ■

【 景観計画重点区域〔湯西川温泉湯平区域の範囲〕 】

湯西川温泉湯平区域



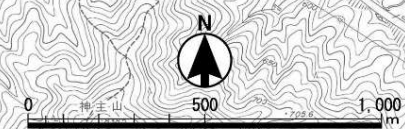
0m 100m 500m

ただし、助成対象は交付規則の
「看板の新設等」のみ



二荒山神社
東照宮
輪王寺
神橋
日光総合支所
東武日光駅
JR日光駅

- 凡 例
- 景観計画重点区域
 - 日光市景観形成助成金対象地域
 - 景観形成地域
 - 景観形成重点地域



日光IC